第

5 4 1 8

号



1994年1月6日創刊 · 毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(2016年)平成28年 3月 1日 火曜日

発行所

三輪厚二税理士事務所/顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行:税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: http://www.zeirishi-miwa.co.jp

△ 通勤手当の非課税限度額

Q:通勤手当の非課税限度額が変更になる そうですが、いつからいくらになるのです か?

A:月額10万円から15万円になります。平成28年1月1日以後支給される通勤手当から適用になります。

【解説】

通勤手当は、給与所得者に対する実額支給の観点から一定の金額までは所得税が課されず(非課税限度額)、超えた部分の金額だけが所得税及び復興所得税の対象になるとされています。

平成28年度の税制改正では、この非課税限度額を、新幹線を利用した地方から大都市圏への通勤など、近年における通勤手当の実態等を踏まえ、引上げるとしてます。

改正は、平成28年1月1日以後に支給される通勤手当について適用され、次の通勤手当について、非課税限度額が月額10万円から15万円に引き上げられることとなっています。

- ①交通機関又は有料道路を利用している人に 支給する通勤手当
- ②交通機関を利用している人に支給する通勤 用定期乗車券
- ③交通機関又は有料道路を利用するほか交通 用具も使用している人に支給する通勤手当 や通勤用定期乗車券







